

犬種

ダックスフンド (スタンダード・ミニチュア・カニンヘン)
プードル (スタンダード・ミディアム・ミニチュア・トイ)

一胎同時マイクロチップ

記載登録申請書

JAPAN KENNEL CLUB

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
☎03-3251-1651~6

太枠内のみご記入ください。

下記繁殖犬のマイクロチップ番号を登録し、迷い犬等が発生した際の飼い主確認に活用することに同意します。

クラブ
会員番号 - -

繁殖者

署名

☎ - -

同時申請する一胎子登録[牡頭・牝頭]の母犬登録番号

J K C - - / ※左詰めで記入してください。

同時申請される一胎子の生年月日 年 月 日

獣医師

氏名

印

住所 〒 - ☎ - -

病院名

マイクロチップ実施日 年 月 日

■同時に申請される一胎子登録申請と、同じ一胎子番号の欄にご記入ください。

一胎子番号 【性別に○印】 犬名(犬舎名を除く)	マイクロチップの バーコード添付欄
一胎子番号①【牡♂・牝♀】 犬名:	
一胎子番号②【牡♂・牝♀】 犬名:	
一胎子番号③【牡♂・牝♀】 犬名:	
一胎子番号④【牡♂・牝♀】 犬名:	
一胎子番号⑤【牡♂・牝♀】 犬名:	
一胎子番号⑥【牡♂・牝♀】 犬名:	
一胎子番号⑦【牡♂・牝♀】 犬名:	
一胎子番号⑧【牡♂・牝♀】 犬名:	

○登録料金は、子犬1頭につき800円となります。

○この「一胎同時マイクロチップ登録申請書」は、当該「一胎子登録申請書」に添付し、同時申請としてください。

○一胎子全頭の登録である必要はありません。希望の子犬のみの登録も可能です。

○個体識別のための登録ですので、一胎子登録申請書の子犬欄にも必ずマイクロチップ番号を明記してください。

○当該登録は、「血統証明書」へのマイクロチップ番号記載のみを行うもので、「マイクロチップ登録証明書」発行や「首輪タグ」添付はなされません。（「マイクロチップ登録証明書」や「首輪タグ」を希望の場合、従来の「マイクロチップ登録」を一胎子登録と同時にすることもできます。）

○「マイクロチップ登録」と同様、迷い犬等が発生した場合の飼い主確認がなされます。

○「一胎同時マイクロチップ記載登録」犬について、新オーナーが「マイクロチップ登録証明書」発行を希望される場合、800円の「マイクロチップ登録証明書発行料金」をいただきます。「首輪タグ」についても300円で添付可能です。

○輸出犬登録と同時にマイクロチップ登録をされる場合や、単犬登録に際してマイクロチップデータが記載される場合、マイクロチップ登録は当該登録料金に含まれます。この場合、登録証明書は発行せず、血統証明書記載のみとなります。

○個体識別登録は、実施しているマイクロチップかッターのうち、1データの登録となります。

クラブ代表者・事務所担当者 ☎ - -
・登録クラブ取扱者
・登録畜犬業者 氏名

クラブ会員番号
 -

※本会からの照会は、その内容により、該当者にお問い合わせいたします。

クラブ印 ※必ず押印のこと

クラブ代表者・事務所担当者
登録クラブ取扱者・登録畜犬業者

印

本会記入欄

2019年7月現在